

新たな酪農・乳業対策大綱

平成 1 1 年 3 月
農 林 水 産 省

目 次

基本的考え方	1
主要な改革の方向	
1 市場実勢を反映した適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保	2
(1) 市場実勢を反映した適正な価格形成の実現	
(2) 酪農経営の安定の確保	
2 経営体・担い手対策 - ゆとりある生産性の高い酪農経営の確立 -	5
(1) 新規就農の促進	
(2) 法人化・協業化の推進	
(3) 経営継承の円滑化 - 日本型畜産経営継承システムの構築 -	
(4) 地域経営支援システムの構築	
3 生乳の流通対策	6
(1) 指定生乳生産者団体の広域化	
(2) 透明性の高い生乳取引の推進	
(3) 乳脂肪分及び体細胞数に係る取引上の制約の見直し	
4 乳業対策 - 地域の実態に即した乳業の再編・合理化 -	8
改革を進めるための条件整備	
1 畜産環境対策の推進	8
(1) 家畜ふん尿の管理の適正化及び利用の促進	
(2) 家畜ふん尿処理施設の計画的な整備	
(3) 堆肥の流通・利用の促進	

(4) 家畜ふん尿処理技術の開発・普及	
2 自給飼料の増産 -----	9
(1) 「飼料増産推進計画」の策定及び増産運動の展開	
(2) 自給飼料基盤の強化	
(3) 生産性及び品質の向上	
(4) 飼料生産の組織化・外部化の推進	
(5) 日本型放牧の推進等	
3 家畜改良の推進及び飼養管理技術の高度化 -----	11
(1) 新たな「家畜改良増殖目標」の策定及び家畜改良の推進	
(2) 飼養管理技術の高度化	
4 牛乳・乳製品の流通・消費対策 -----	12
(1) 牛乳類の表示の適正化	
(2) 学校給食への牛乳の供給の促進	
(3) 牛乳・乳製品の消費拡大対策	
(4) 安全で良質な牛乳・乳製品の製造及び効率的な流通	
(5) 乳製品取引市場の創設・定着	
5 生産資材費低減対策等の推進 -----	13
(1) 流通飼料	
(2) 動物用医薬品	
(3) 畜舎等	
6 生産努力目標及び新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の策定 -----	14
当面の措置 -----	14
改革を推進するための検討体制の整備 -----	15

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>基本的考え方</p> <p>牛乳・乳製品の需要は、国民所得の増加に伴い飛躍的に拡大し、国民の食生活の変化をリードしてきた。こうした中において、牛乳等はその商品特性から輸入が困難であり、また、乳製品については十分な国境措置等が確保されてきたことから、牛乳・乳製品の供給は基本的に国内生産によって行われ、我が国の農産物の中では比較的高い自給率が維持されてきた。</p> <p>この間、現行農業基本法に基づき、農業生産の選択的拡大を図る中で、加工原料乳生産者補給金制度等を活用し、牛乳・乳製品の需給と価格の安定を確保することにより、我が国酪農は零細な構造を脱却して著しく発展してきた。この結果、優れた経営感覚を有する専業かつ規模の大きい酪農家が大宗を占める農業構造が実現するとともに、これらの酪農家が、欧州を凌駕する水準にまで飼養規模の拡大を進めるなど、生産性の向上が図られてきた。また、生乳生産の地域的な特化が進展する中で、酪農は地域の幅広い関連産業と密着した形で営まれ、地域の経済社会を支える重要な産業としての役割を果たすようになってきた。その反面で、担い手の育成・確保の必要性、畜産環境問題の深刻化、輸入飼料への過度の依存等の問題が生じてきており、ゆとりある酪農経営の確立と生産性の一層の向上が重要な課題となっているほか、行政価格の設定や取引価格が硬直的であること等に伴い、需要が的確に伝達されない等の問題が顕在化してきている。</p> <p>また、乳業も大きく発展を遂げ、我が国の基幹的な食品産業に成長するとともに、消費者ニーズに的確に対応した生産・供給を行い、牛乳・乳製品の需要の拡大に貢献してきた。その反面、原料の調達や製品の販売における価格面等での競争が極めて不十分であったこと、生乳処理量の総量規制が最近まで行われていたこと等により、我が国乳業の再編・合理化は、乳製品工場と飲用乳工場のいずれにおいても十分には進展しておらず、乳製品の内外価格差も、他の農産物ほどではないものの、依然としてかなり大きなものとなっている。</p> <p>一方、流通の面では、生乳については指定生乳生産者団体により一元集荷・多元販売が行われてきたが、近年、技術の進歩等により長距離の輸送も容易になる等生乳流</p>	

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>通の広域化が進展し、地域間における生乳の移出入が増加する中、これに対応して適切な需給調整を行うための体制の整備が急務となっている。また、牛乳・乳製品については容器等の商品供給形態が大きく変化するとともに、量販店等向けの大口取引と卸流通が大宗を占めるようになったことなど、その流通事情は著しく変化している。</p> <p>このような状況の下、我が国酪農・乳業の健全で持続的な発展を期するためには、国際化の更なる進展に適切に対応し、酪農経営の安定を図りつつ、市場原理の活用を進め、国内生産の可能な限りの拡大を図るとともに、これを基本とする牛乳・乳製品の安定的な供給を確保するほか、生産者、乳業者等の関係者の創意工夫と自主性を活かして、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現と効率的な乳業の確立を図る必要がある。</p> <p>このため、農政改革大綱に即し、酪農・乳業に係る各般の施策を見直し、計画生産等の的確な実施により需給の安定を図りつつ、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を実現することを通じ、川下のニーズ等に応えた生産・供給が行われるようにするとともに、意欲ある酪農の担い手の経営安定に十全を期すなど、以下のような総合的な施策体系による「新たな酪農・乳業対策」を構築することとする。</p> <p>主要な改革の方向</p> <p>1 市場実勢を反映した適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保</p> <p>(1) 市場実勢を反映した適正な価格形成の実現 乳製品・加工原料乳</p> <p>ア 安定指標価格や基準取引価格を定めて価格の安定を図ろうとする現行の価格政策の下、当事者間で形成される価格をみると、乳製品価格は近年硬直的となり、加工原料乳価格も固定的となっている。このため、川下のニーズ等に十分に応えた生産・供給が行われなくなり、製造販売コストの削減や新製品の開発に向けた乳業の努力が十分行われていない等の問題が生じている。</p>	<p>平成13年度を目途として新たな制度に移行</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>イ また、WTO次期交渉においては、国内助成（AMS）の削減等がより一層求められると想定される一方で、米国等の主要国は国内制度の改革を進めており、我が国においても、次期交渉に備えた対応が急務となっている。</p> <p>ウ このため、計画生産等の的確な実施により、引き続き全体としての需給の安定を図りつつ、乳製品・加工原料乳の価格を硬直的・固定的にしている措置についてはこれを廃止し、実際の取引価格が市場実勢を反映して形成される制度に移行する。</p> <p>飲用向け等の生乳 飲用向け等の生乳については、指定生乳生産者団体の広域化等により生乳共販体制を強化しつつ、入札等の市場取引の導入や相対取引のルール化等の検討を踏まえ、透明性の高い公正かつ適正な価格形成システムの構築を図る。</p> <p>(2) 酪農経営の安定の確保 計画生産等による需給調整 生乳の需給及び価格の安定を図るため、生産者団体の自主的な取組みにより、需要に見合った生産を確保し、用途別の供給を適切に実施するための計画生産を一層効果的に実施するとともに、指定生乳生産者団体の広域化を踏まえ、その需給調整機能を強化する観点から、全国レベルでの需給調整システムの確立や各ブロック内での需給調整体制の整備等を推進する。</p> <p>乳製品の需給安定 外国産乳製品については、引き続き、所要の国境措置（関税相当量）と国家貿易の下、農畜産業振興事業団が、国内における需給の安定を図る観点から、乳業の合理化等に配慮しつつ適切な輸入・放出を行うとともに、価格の短期的かつ大幅な変動については乳業者等の行う乳製品の調整保管により対応することとし、これに対して所要の支援を行う。</p> <p>加工原料乳生産に係る酪農経営の安定対策 ア 価格に市場実勢を反映させた場合、当事者間で形成される加工原料乳の価格は、</p>	<p>安定指標価格、国産乳製品の売買操作、基準取引価格及びこれに係る勧告を廃止</p> <p>現行の生産者補給金制度（保証価格 - 基準取引価格）は廃止し、加工原料乳の生産</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>加工原料乳地域における生乳の生産条件、乳製品の価格動向、乳業者の合理化の状況等にかんがみ、現状では、加工原料乳地域の生産者の再生産を確保し得る水準に達することは困難と考えられる。</p> <p>イ このため、加工原料乳地域における生乳の再生産を確保し、生産者の経営の安定及び所得の確保を図る観点から、加工原料乳の生産者に対し、所要の措置を講ずる。</p>	<p>者に対する新たな経営安定措置に移行（制度の円滑かつ適正な移行に配慮）</p> <p>新たな経営安定措置のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨：加工原料乳地域における生乳の再生産を確保し、生産者の経営の安定を図る ・内容： <ul style="list-style-type: none"> 加工原料乳の数量に応じ、一定の限度数量の範囲内での直接支払い 新たな措置の単価は、市場実勢が生産者サイドまでの確に伝達されるよう、毎年度設定 また、一定期間における生産者の経営判断等の目安となるような手法の確立 単価設定に当たっては、生乳の生産条件、乳製品の価格動向、乳業者の合理化の状況等を考慮 単価の具体的な算定方式、決定時期等については、関係者からなる検討の場において検討 なお、併せて、加工原料乳の価格の過度の変動の影響を緩和するための生産者の自主的な取り組みを前提とした措置について、その必要性を含め検討

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>2 経営体・担い手対策 - ゆとりある生産性の高い酪農経営の確立 -</p> <p>ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現を図るため、新たに策定する「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、地域の実態に即した経営の基本的指標及び生産性向上の目標を設定し、その達成に向け、意欲ある担い手の育成・確保など以下の各般の施策について関係者一体となった取組みを行う。</p> <p>(1) 新規就農の促進</p> <p>酪農経営については、他農業部門に比べて基幹男子農業専従者や後継者等の担い手が確保されており、また、農外からの新規就農者の割合も高く、最も活力のある営農部門の一つと考えられる。今後とも、我が国酪農を振興していくためには、一層の新規就農の促進が重要である。</p> <p>このため、新規学卒者・中高齢者・Uターン者の就農、農家子弟以外からの就農等就農ルートの多様化や酪農の経営管理技術の高度化に応じ、農業大学校等におけるカリキュラムの拡充や実践的経営体験研修等を行うための研修施設の整備等を行う。</p> <p>また、新規就農者が経営を中止する農家から経営を一括して継承する場合に、農協等が新規就農者に対し濃密な経営・技術指導等を行う体制の整備を図る。</p> <p>(2) 法人化・協業化の推進</p> <p>法人化・協業化は、規模拡大、多角化、施設・機械の共同化等による生産性の向上、多様な担い手の役割分担、資本力・技術力・経営管理能力の向上、定期的な休日の確保のみならず、新規就農の受け皿、農村社会の活性化、経営の円滑な継承等にとっても重要な役割を果たし得るものであることから、経営実態に合わせた法人化・協業化の推進を図る。</p> <p>(3) 経営継承の円滑化 - 日本型畜産経営継承システムの構築 -</p> <p>離農跡地や後継者不在の農地、施設は我が国酪農にとって貴重な資源であり、生産量の確保や地域振興の観点からその円滑な継承を図ることが重要である。</p>	<p>各畜種に共通</p> <p>日本型畜産経営継承システムの具体化については、「日本型畜産経営継承システム検討委員会」において検討</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>このため、農業公社等が離農跡地の農地及び施設を購入し、補修後新規就農者にリースする農場リース事業等を活用し、経営の円滑な継承を図る。</p> <p>さらに、後継者不在の健全な酪農経営と新規就農希望の酪農ヘルパー等とを円滑に結びつけるなど、我が国の実態に合うような経営継承システム（日本型畜産経営継承システム）の確立を図るため、</p> <p>ア 新規就農希望者及び経営移譲希望者等に関する情報のデータベース化 イ 後継者不在の健全経営の円滑な経営継承システムの構築 (ア) 経営移譲希望者から新規就農希望者に対する蓄積技術の伝達 (イ) 農地、施設等資産の段階的な譲渡 (ウ) 経営移譲した農場主の生活基盤の確保 等について検討を進める。</p> <p>(4) 地域経営支援システムの構築 労働時間の軽減及び周年拘束性の解消を図り、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現を図るため、酪農ヘルパー、コントラクター（飼料生産受託組織）等支援組織の普及・定着を促進するとともに、各支援組織を一定の地域ごとに統合・ネットワーク化し、サービス機能の多様化と業務運営の効率化による農家負担の軽減を図る。</p> <p>併せて、地域全体としての効率的な生産を行うため、全酪農経営体に関する経営管理情報のデータベース化等の推進により、経営実態に応じたきめ細かな指導体制を整備し、畜産経営の地域支援システムを確立する。</p> <p>3 生乳の流通対策</p> <p>(1) 指定生乳生産者団体の広域化 生乳流通の広域化が進展しつつある中、集送乳の合理化による流通コストの削減を進めるとともに、よりの確な需給調整と安定的な生乳供給を行い、適正な生乳価格の形成を図るための体制整備を進めることが必要である。</p>	

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>このため、都府県の指定生乳生産者団体について、8ブロック（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国及び九州）を基本として平成12年度末までにその広域化を実現する。このような広域化に当たっては、農協系統組織の再編整備の取組みに留意し、都府県内の生産者団体については、効率的な生乳販売を行い得る体制に移行するとともに、酪農関係の全国団体についても、指定生乳生産者団体との機能・役割の分担を整理しつつ、効率的な組織への再編統合を推進する。</p> <p>また、広域化された指定生乳生産者団体については、牛乳・乳製品に係る新たな制度の下、ブロック内及び全国レベルでの需給調整を的確に実施する等の機能・役割が一層効果的に果たされるよう、さらなるあり方の検討を行う。</p> <p>(2) 透明性の高い生乳取引の推進 生乳については、指定生乳生産者団体と乳業者との相対取引により価格や数量が決定されているが、交渉の過程が不透明であり、交渉の決着までに多大な労力と時間が必要であること、需給事情及び生産者の経営の実情等が十分に反映されていないこと等の問題が生じている。このため、指定生乳生産者団体の広域化を踏まえ、需給事情の適切な反映、生産者の経営の安定及び所得の確保を図る観点から、入札等の市場取引の導入や相対取引のルール化等透明性の高い公正かつ適正な生乳取引について検討を行う。</p> <p>(3) 乳脂肪分及び体細胞数に係る取引上の制約の見直し 乳脂肪分及び体細胞数については、一定の基準を満たさない生乳が乳業者に受乳されないこと等により、購入飼料への過度の依存や乳用牛の早期廃用を招いている等の問題が生じている。</p> <p>このため、乳脂肪分については、その値が季節や飼料等によって変動するものであることを消費者に周知徹底する等の条件整備を図りつつ、3.5%未満の生乳の取引も行われるよう見直すとともに、体細胞数についても、乳業者の受乳や指定生乳生産者団体の乳代支払いに係る基準の見直し及び適切な運用を行う。</p>	<p>行政においても推進体制を整備</p> <p>平成11年度から12年度にかけて検討を行い、13年度から実施</p> <p>平成11年度末までを目途に条件整備を図り、速やかに実施</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>4 乳業対策 - 地域の実態に即した乳業の再編・合理化 -</p> <p>(1) 我が国の乳業については、小規模な工場が依然として多数存在し、製造販売コストの削減も十分に進んでいない等の実態を踏まえ、その再編・合理化による体質強化を強力に推進することにより、良質で安全な牛乳・乳製品の合理的な価格での供給を確保していくことが必要である。</p> <p>(2) このため、新たに策定する「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、工場の統廃合や製造販売コストの削減等についての目標を設定するとともに、再編・合理化を促進するための対策を講じるほか、市場実勢を反映した合理的な価格形成の実現を図ることを通じて乳業者間の価格面も含めた競争を促進し、加工原料乳地域においては稼働率の向上等を図るための乳製品工場の再編・合理化を、飲用乳地域においては立地・配送の合理化等を踏まえた飲用乳工場の再編・合理化を積極的に推進する。</p> <p>(3) その際、地域別に再編・合理化のための計画を作成し、モデル性の高いプロジェクトを重点的に進める等の取組みにより、地域の実態に即したきめ細かな再編・合理化対策を推進する。</p> <p>改革を進めるための条件整備</p> <p>1 畜産環境対策の推進</p> <p>(1) 家畜ふん尿の管理の適正化及び利用の促進 家畜ふん尿は、堆肥化することにより、環境への負荷の軽減が図られるとともに、地力の向上に大きな役割を果たす貴重な資源であるが、飼養規模の拡大等を背景に家畜ふん尿の不適切な管理（野積み、素堀り等）が依然として存在しており、クリプトスポリジウム（原虫）や硝酸性窒素による河川や地下水の汚染の恐れがあることから、その管理の適正化及び利用の促進を図ることが重要となっている。</p>	<p>各畜種に共通</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>このため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を制定するとともに、融資、税制等の支援措置を講ずることにより、環境と調和した畜産経営の推進を図る。</p> <p>(2) 家畜ふん尿処理施設の計画的な整備 補助事業（公共、非公共）やリース事業、制度資金等により、堆肥化施設等の家畜ふん尿処理施設の計画的な整備の推進を図り、今後5年間で不適切な管理の解消を目指す。</p> <p>(3) 堆肥の流通・利用の促進 堆肥の流通・利用の促進を図るため、堆肥の成分の分析・表示、畜産と耕種との連携の強化、堆肥の需給ネットワークの整備等の推進を図る。</p> <p>(4) 家畜ふん尿処理技術の開発・普及 家畜ふん尿処理を効率的かつ低コストで行うため、国、都道府県、民間企業の連携により、悪臭防止技術や浄化処理技術等の開発・普及を図る。</p> <p>2 自給飼料の増産</p> <p>(1) 「飼料増産推進計画」の策定及び増産運動の展開 飼料自給率の向上を通じた我が国の食料自給率の向上、生産コストの低減と経営の安定化、家畜ふん尿の草地等への適切な還元による畜産環境問題への対応を図る観点から、自給飼料生産を拡大していくことが重要である。</p> <p>このため、 ア 主要な酪農・畜産地域における実態・意向調査を行い、地域の実情等に応じた飼料増産のための効果的な推進方策等について検討を行う。 イ 全国及び地域段階において、生産努力目標を踏まえた具体的な数値目標及び推進方策等を定めた「飼料増産推進計画」を策定する。 ウ 「飼料増産推進計画」の達成に向け、「飼料増産戦略会議」を設置し、関係者一体となった飼料増産運動を展開する。</p>	<p>11年通常国会に法律案を提出</p> <p>各畜種に共通</p> <p>「食料・農業・農村基本法案」に基づく食料自給率の目標の策定と併せて策定</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>(2) 自給飼料基盤の強化 畜産農家への土地利用集積を促進するとともに、耕種農家との連携による転作田・水田裏等既耕地における作付拡大、林地・耕作放棄地等の低・未利用地の畜産的活用、草地の造成・整備等を促進することにより飼料生産基盤の拡大を図る。このほか、国産稲わら等農場副産物等の低・未利用資源の活用を促進する。 なお、飼料用稲については、湿田において作付・栽培が可能である一方、生産コストが非常に高いという問題点があるため、多収量品種の収量安定化のための技術の開発等を推進する。</p> <p>(3) 生産性及び品質の向上 生産コストの低減を図るためには、飼料生産作業の効率化・省力化を促進するとともに、飼料作物の収量及び品質の向上を図ることが重要である。</p> <p>このため、作付規模の拡大、団地化による作業単位の大型化を推進するとともに、栽培管理技術の高位平準化、堆肥の積極的な施用を通じた高位生産草地への転換等を促進する。さらに、バイオテクノロジー等を活用した高収量・高品質な新品種の開発・普及、飼料作物の新たな効率的生産・利用技術の開発・普及を推進する。</p> <p>(4) 飼料生産の組織化・外部化の推進 飼養規模が拡大する中で飼料生産に係る労働負担の軽減を図るとともに、大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化を促進するため、機械の共同利用、コントラクター（飼料生産受託組織）の育成等を通じた飼料生産の組織化・外部化を推進する。</p> <p>(5) 日本型放牧の推進等 放牧は、酪農経営における省力化、低コスト化のほか、家畜ふん尿対策としても効果的な手法であるが、近年、その利用が停滞している状況にある。</p> <p>このため、我が国の土地条件、自然条件に適応した放牧技術（日本型放牧技術）の活用等により放牧利用を推進するとともに、中山間地域に豊富に賦存する林地の畜産的利用を促進するほか、公共牧場等の草資源を活用し、草地畜産の振興を図る。</p>	<p>農林水産省内の「稲作を中心とする農業生産のあり方検討部会」で検討</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>3 家畜改良の推進及び飼養管理技術の高度化</p> <p>(1) 新たな「家畜改良増殖目標」の策定及び家畜改良の推進 生乳の生産コストの低減及び品質の向上を図るため、新たな「家畜改良増殖目標」を策定し、以下の取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 優良種雄牛の作出を行う後代検定の強化 イ 雌牛の能力検定を行う牛群検定普及率の向上及び牛群検定情報の利活用の促進 ウ 優良牛を短期間に増殖する受精卵移植技術の普及 エ 農家が必要とする高能力雌牛の効率的な増産が可能となる雌雄産み分け技術の実用化 オ 遺伝性不良因子を有する家畜の確実な診断及び優良牛の効率的な選抜が可能となるDNA解析の開発・実用化 カ 能力が判明した優良家畜の短期間での大量増殖が可能となるクローン技術の開発・実用化 <p>(2) 飼養管理技術の高度化 ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現を図るためには、労働時間の短縮や効率的な飼養管理を推進する新たな技術の開発・実用化が重要である。</p> <p>このため、以下の技術についての取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 飼料給与、搾乳作業等の効率化による労働時間の短縮、労働負担の軽減が図られるフリーストール・ミルクングパーラー方式の導入 イ 飼料調製・給与に要する労働時間の短縮、栄養管理の向上、飼料価格の低減が図られるTMR（混合飼料）給与システムの導入 ウ 搾乳作業の大幅な軽減及び搾乳回数の増加による乳量の増加が期待される搾乳ロボットの実用化 エ 哺育作業の大幅な軽減及び子牛生理に応じた飼養管理が期待される哺乳ロボットの実用化 	<p>各畜種に共通</p> <p>「食料・農業・農村基本法案」に基づく食料自給率の目標の策定と併せて策定</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>4 牛乳・乳製品の流通・消費対策</p> <p>(1) 牛乳類の表示の適正化 加工乳・乳飲料については、消費者の的確な商品選択に資する観点から、原則として生乳を主な原料とするものに限って商品名に「牛乳」の文言の使用を認めるとともに、生乳使用割合の表示の推進や原材料表示の適正化を図るなど、その表示の改善を図り、これを契機として国産の牛乳類の消費の拡大を図る。</p> <p>(2) 学校給食への牛乳の供給の促進 学校給食への牛乳の供給は、牛乳消費の定着・拡大を促進し、酪農・乳業の安定的発展を図る上で重要であるほか、児童・生徒の体位・体力の向上にも資するものであることから、引き続きその推進を図ることが必要である。</p> <p>しかしながら、学校給食用牛乳供給対策については、供給事業者が固定的であり、供給価格が割高であること、実質的に零細補助となっていること等の批判があるため、そのあり方を見直し、競争条件の整備等により、速やかに効率的な実施方式に転換する。</p> <p>(3) 牛乳・乳製品の消費拡大対策 消費者の健康志向、本物志向等のニーズに対応し、国産牛乳・乳製品の消費の拡大を図るため、表示の適正化を推進するほか、流通チャンネルの多様化、輸入との競合の度合い等を踏まえ、需要の伸び悩んでいる年齢層等に着目し、牛乳の有する優れた効果を普及するなど、消費拡大のための対策をきめ細かくかつ重点的に推進し、安定的な消費の拡大を図る。</p> <p>(4) 安全で良質な牛乳・乳製品の製造及び効率的な流通 食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、生産段階への衛生管理ガイドラインの導入、製品製造段階へのHACCP手法の普及等により生乳の生産から牛乳・乳製品の消費に至る過程における衛生・品質管理を徹底するとともに、最新の情報技術等を活用した新商品開発の促進や合理的な物流（ロジスティクス）の確保を図るなど、安全で良質な牛乳・乳製品の製造及び効率的な流通を促進する。</p>	<p>飲用乳の表示に関する公正競争規約の改正を要する事項については、全国飲用牛乳公正取引協議会において具体化のための検討</p> <p>平成12年度から実施</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>(5) 乳製品取引市場の創設・定着 乳製品の取引については、そのほとんどが乳業者と需要者の相対取引で行われており、透明性を確保する必要性が指摘されているほか、現行の価格政策により乳製品価格が硬直的であること等を踏まえ、価格政策の見直しに併せて、売買当事者の幅広い参加の下、入札による透明性の高い取引を行う場として乳製品取引のパイロット市場を創設し、市場実勢を反映した適正な価格形成を推進する。</p> <p>5 生産資材費低減対策等の推進</p> <p>(1) 流通飼料 配合飼料価格安定制度について、発動基準の透明性の確保等を図るための見直しを行う。 また、飼料穀物備蓄対策について、備蓄飼料穀物の効果的な活用を図るため、要件の緩和による貸付けの弾力化を実施する。</p> <p>外国産飼料用麦について、生産者のニーズにきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とし、併せて輸入先国の多元化に資するSBS方式を導入する。</p> <p>単体飼料用とうもろこし・大麦について、資材費低減が可能となる丸粒流通の普及・定着を図るとともに、配合飼料産業の工場集約化等の合理化を支援する。</p> <p>(2) 動物用医薬品 安全性の確保に留意しつつ、承認及び検査検定手続等について規制の見直しを行うことにより、申請者負担の軽減及び輸入資材に関する参入条件の改善を図り、生産者ニーズに合った動物用医薬品の迅速な供給に努める。</p> <p>(3) 畜舎等 畜舎については、平成9年、新たに積雪及び風荷重、防火等に関する基準を緩和した「畜舎設計規準」を作成したところであるが、その普及・定着を推進するとともに、更なる緩和に努め、畜舎の建築コストの低減を図る。</p>	<p>平成11年度に創設し、平成12年度まで定着を推進</p> <p>各畜種に共通</p> <p>平成11年度から実施</p> <p>平成11年度から実施（次年度以降については、その実施状況等を見極めつつ、段階的に数量を拡大）</p> <p>動物用医薬品については、平成11年度から承認及び検査検定手続の簡素化等の規制の見直しを実施</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>6 生産努力目標及び新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の策定</p> <p>(1) 我が国酪農・乳業の持続的な発展を図るためには、需要の動向を踏まえつつ、可能な限り国内生産を拡大することにより自給率の向上を図るとともに、牛乳・乳製品の安定的な供給を確保することを基本とする必要がある。</p> <p>(2) しかしながら、現下の牛乳・乳製品をめぐる状況は、酪農経営の安定、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現、流通の合理化、乳業の再編・合理化、環境問題への対応、飼料基盤の強化、家畜改良の推進、消費拡大等解決すべきさまざまな課題に直面している。</p> <p>(3) このため、これらの課題を明確化するとともに、課題が解決した場合における到達可能な国内水準として生産努力目標を策定し、その達成に向け、関係者一体となった取組みを行う。</p> <p>(4) また、生産努力目標の策定に伴い、地域別の生産量、飼養頭数の目標、生産性向上等のための基本的指標、乳業の合理化の目標等を盛り込んだ新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定する。</p> <p>当面の措置</p> <p>市場実勢を反映した適正な価格形成の実現に向け、指定生乳生産者団体の広域化を推進するとともに、透明性の高い生乳取引の検討や乳製品取引市場の創設・定着を図るほか、ルールに即した保証価格等の決定を行うなど、現行制度の適切な運用を行う。</p> <p>(1) 特別対策（いわゆる「横積み」）については、当面する酪農政策上の課題に対する生産者の積極的な取組みを誘導するために設けられているものであるが、生産費を基礎として決定される保証価格の単純な上乘せとなっていること等の批判を踏まえ、平成11年度から、畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤に立脚した酪農経営を実施</p>	<p>「食料・農業・農村基本法案」に基づく食料自給率の目標の策定と併せて策定</p>

新たな酪農・乳業対策大綱	備 考
<p>している生産者を支援するための施策に転換する。</p> <p>(2) また、環境整備加算・ヘルパー加算については、畜産環境問題への取組み及びゆとりある酪農経営の実施への取組みを誘導する観点から設けられているものであるが、実際には支出されていない経費を保証価格に算入するため制度運営の透明性を損なうこと、畜産環境の整備や酪農ヘルパーの利用促進という本来の目的を達成する効果が低いこと等の批判を踏まえ、所期の目的を効果的に達成し得る施策への転換を図ることとし、その具体的な内容を早急に検討し、平成12年度価格の決定までの間に結論を得る。</p> <p>(3) さらに、環境整備加算・ヘルパー加算を除く保証価格その他については、ルールに即して決定するとともに、価格関連対策については、「新たな酪農・乳業対策」に即して実施する。</p> <p>改革を推進するための検討体制の整備</p> <p>1 「新たな酪農・乳業対策」の実施に当たっては、加工原料乳の生産者に対する措置の単価の具体的な算定方式等、外国産乳製品の輸入・放出についての新たな基準、乳製品の調整保管の発動の基準、透明性の高い生乳取引の推進のあり方、乳業の体質強化のための施策のあり方、学校給食用牛乳供給対策の効率的な実施のための手法など、実務的・実践的な検討を必要とする事項が多い。</p> <p>2 このため、平成11年度において関係者からなる検討体制を速やかに整備し、総合的かつ的確な検討を行い、着実に改革を推進するものとする。</p>	